

議 第 270 号

令和 7 年 11 月 28 日提出

熊本市営駐車場条例の一部改正について

熊本市営駐車場条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市営駐車場条例の一部を改正する条例

熊本市営駐車場条例（昭和46年条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1 熊本市営熊本城二の丸駐車場、熊本市営熊本城三の丸第一駐車場、熊本市営熊本城宮内駐車場及び熊本市営熊本城三の丸第二駐車場の項供用日の欄中「12月28日」を「12月31日」に改め、同項供用時間の欄中「4月1日から10月31日」を「7月1日から8月31日」に、「午後6時30分」を「午後8時30分」に、「11月1日から翌年3月31日」を「9月1日から翌年6月30日」に、「午後5時30分」を「午後6時30分」に改め、同項の入庫できる時間の欄中「午後5時30分」を「午後7時30分」に、「午後4時30分」を「午後5時30分」に改め、同項の次に次のように加える。

熊本市営 熊本城桜 の馬場バ ス駐車場	1月1日か ら12月31 日まで	全供用日	午前0時か ら午後12 時まで	午前6時か ら午後11 時30分ま で	午前6時か ら午後11 時30分ま で
------------------------------	------------------------	------	-----------------------	------------------------------	------------------------------

別表第1 熊本市営熊本城桜の馬場バス駐車場及び桜の馬場観光交流施設駐車場の項中「12月28日」を「12月31日」に改め、同項を同表桜の馬場観光交流施設駐車場の項とする。

別表第2の1の項の表中

「

700 円	200 円
200 円	100 円

」

を

「

1,200 円	400 円
400 円	200 円

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提出理由)

本市が設置する一部の路外駐車場の供用日及び供用時間の変更並びに使用料の改定をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市営駐車場条例（昭和46年条例第57号）新旧対照表

改正後（案）	現行												
<p>○熊本市営駐車場条例〔熊本城総合事務所総務管理課・観光政策課・誘致戦略課〕</p> <p style="text-align: right;">昭和46年12月22日 条例第57号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、駐車場法（昭和32年法律第106号）に基づき、本市が設置する路外駐車場（以下「駐車場」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>○熊本市営駐車場条例〔熊本城総合事務所総務管理課・観光政策課・誘致戦略課〕</p> <p style="text-align: right;">昭和46年12月22日 条例第57号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、駐車場法（昭和32年法律第106号）に基づき、本市が設置する路外駐車場（以下「駐車場」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊本市営熊本城二の丸駐車場</td> <td>熊本市中央区二の丸2番3号</td> </tr> <tr> <td>熊本市営熊本城三の丸第一駐車場</td> <td>熊本市中央区二の丸3番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	熊本市営熊本城二の丸駐車場	熊本市中央区二の丸2番3号	熊本市営熊本城三の丸第一駐車場	熊本市中央区二の丸3番地	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊本市営熊本城二の丸駐車場</td> <td>熊本市中央区二の丸2番3号</td> </tr> <tr> <td>熊本市営熊本城三の丸第一駐車場</td> <td>熊本市中央区二の丸3番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	熊本市営熊本城二の丸駐車場	熊本市中央区二の丸2番3号	熊本市営熊本城三の丸第一駐車場	熊本市中央区二の丸3番地
名称	位置												
熊本市営熊本城二の丸駐車場	熊本市中央区二の丸2番3号												
熊本市営熊本城三の丸第一駐車場	熊本市中央区二の丸3番地												
名称	位置												
熊本市営熊本城二の丸駐車場	熊本市中央区二の丸2番3号												
熊本市営熊本城三の丸第一駐車場	熊本市中央区二の丸3番地												

熊本市営熊本城宮内駐車場	熊本市中央区宮内2番29
熊本市営熊本城三の丸第二駐車場	熊本市中央区古京町1番4
熊本市営熊本城桜の馬場バス駐車場	熊本市中央区二の丸1番10
桜の馬場観光交流施設駐車場	熊本市中央区二の丸1番14
熊本市辛島公園地下駐車場	熊本市中央区辛島町1番地下1号

(供用日及び供用時間)

第3条 駐車場の供用日及び供用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用料)

第4条 駐車場の使用料（以下「使用料」という。）は、別表第2のとおりとする。

第5条～第20条 (略)

熊本市営熊本城宮内駐車場	熊本市中央区宮内2番29
熊本市営熊本城三の丸第二駐車場	熊本市中央区古京町1番4
熊本市営熊本城桜の馬場バス駐車場	熊本市中央区二の丸1番10
桜の馬場観光交流施設駐車場	熊本市中央区二の丸1番14
熊本市辛島公園地下駐車場	熊本市中央区辛島町1番地下1号

(供用日及び供用時間)

第3条 駐車場の供用日及び供用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用料)

第4条 駐車場の使用料（以下「使用料」という。）は、別表第2のとおりとする。

別表第1（第3条関係）

駐車場の名称	供用日	供用時間		入庫できる時間	出庫できる時間
		区分	時間		
熊本市営熊本城 二の丸駐車場、 熊本市営熊本城 三の丸第一駐車 場、熊本市営熊本 城宮内駐車場及び 熊本市営熊本城三 の丸第二駐車場	1月1日から	<u>7月1日</u>	午前8時	午前8時	供用時間中
	<u>12月31日</u>	<u>から</u>	から	から	
	まで	<u>8月31日</u>	<u>午後8時</u>	<u>午後7時30分</u>	
		まで	<u>30分</u> まで	まで	
熊本市営熊本城三 の丸第二駐車場		<u>9月1日</u>	午前8時	午前8時	供用時間中
		<u>から</u>	から	から	
		<u>翌年6月</u>	<u>午後6時</u>	<u>午後5時30分</u>	
		<u>30日</u> まで	<u>30分</u> まで	まで	
<u>熊本市営熊本城</u> <u>桜の馬場バス</u> <u>駐車場</u>	<u>1月1日から</u> <u>12月31日</u> <u>まで</u>	<u>全供用日</u>	<u>午前0時から</u> <u>午後12時</u> <u>まで</u>	<u>午前6時から</u> <u>午後11時30分</u> <u>まで</u>	<u>午前6時から</u> <u>午後11時30分</u> <u>まで</u>

別表第1（第3条関係）

駐車場の名称	供用日	供用時間		入庫できる時間	出庫できる時間
		区分	時間		
熊本市営熊本城 二の丸駐車場、 熊本市営熊本城 三の丸第一駐車 場、熊本市営熊本 城宮内駐車場及び 熊本市営熊本城三 の丸第二駐車場	1月1日から	<u>4月1日</u>	午前8時	午前8時	供用時間中
	<u>12月28日</u>	<u>から</u>	から	から	
	まで	<u>10月31日</u>	<u>午後6時</u>	<u>午後5時30分</u>	
		まで	<u>30分</u> まで	まで	
熊本市営熊本城三 の丸第二駐車場		<u>11月1日</u>	午前8時	午前8時	供用時間中
		<u>から</u>	から	から	
		<u>翌年3月</u>	<u>午後5時</u>	<u>午後4時30分</u>	
		<u>31日</u> まで	<u>30分</u> まで	まで	
<u>新規</u>					

	1月1日	全供用日	午前8時	午前8時	供用時間中
	から		から	から	
桜の馬場観光	12月31日		午後10時	午後9時30分	
交流施設駐車場	まで		30分まで	まで	
熊本市辛島公園地	1月1日	全供用日	午前0時	供用時間中	供用時間中
下駐車場	から		から		
	12月31日		午後12時		
	まで		まで		

熊本市宮熊本城	1月1日	全供用日	午前8時	午前8時	供用時間中
桜の馬場バス駐車	から		から	から	
場及び桜の馬場観	12月28日		午後10時	午後9時30分	
光交流施設駐車場	まで		30分まで	まで	
熊本市辛島公園地	1月1日	全供用日	午前0時	供用時間中	供用時間中
下駐車場	から		から		
	12月31日		午後12時		
	まで		まで		

城桜の馬場	備考	<p>1 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) バス 道路交通法第3条の大型自動車及び中型自動車をいう。</p> <p>(2) 普通自動車 道路交通法第3条の準中型自動車及び普通自動車をいう。</p> <p>(3) 自動二輪車 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車並びに同法第3条の大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。</p> <p>2 熊本市営熊本城二の丸駐車場、熊本市営熊本城宮内駐車場、熊本市営熊本城三の丸第二駐車場及び桜の馬場観光交流施設駐車場においては、バスを除くものとする。ただし、熊本市営熊本城二の丸駐車場にあつては、市長が特にバスに使用させることが必要と認める場合には、この限りでない。</p>	城桜の馬場	備考	<p>1 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) バス 道路交通法第3条の大型自動車及び中型自動車をいう。</p> <p>(2) 普通自動車 道路交通法第3条の準中型自動車及び普通自動車をいう。</p> <p>(3) 自動二輪車 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車並びに同法第3条の大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。</p> <p>2 熊本市営熊本城二の丸駐車場、熊本市営熊本城宮内駐車場、熊本市営熊本城三の丸第二駐車場及び桜の馬場観光交流施設駐車場においては、バスを除くものとする。ただし、熊本市営熊本城二の丸駐車場にあつては、市長が特にバスに使用させることが必要と認める場合には、この限りでない。</p>
バス駐車場			バス駐車場		
及び桜の馬			及び桜の馬		
場観光交流			場観光交流		
施設駐車場			施設駐車場		

2	熊本市辛島 公園地下駐 車場	区分	単位	金額
		基本使用料	1時間以内	300円
		超過使用料	1時間を超え	100円
			30分までごと に	
		平日定期駐車券	1月	17,000円
		全日定期駐車券	1月	27,000円
		カード式回数券	50円分券11枚	500円
			100円分券 11枚	1,000円
200円分券 11枚	2,000円			
400円分券 11枚	4,000円			
100円分券	500,000円			

2	熊本市辛島 公園地下駐 車場	区分	単位	金額
		基本使用料	1時間以内	300円
		超過使用料	1時間を超え	100円
			30分までごと に	
		平日定期駐車券	1月	17,000円
		全日定期駐車券	1月	27,000円
		カード式回数券	50円分券11枚	500円
			100円分券 11枚	1,000円
200円分券 11枚	2,000円			
400円分券 11枚	4,000円			
100円分券	500,000円			

6,000枚	
200円分券	1,000,000円
6,000枚	
400円分券	2,000,000円
6,000枚	
100円分券	2,000,000円
25,000枚	
3,300円分券	3,000円
1枚	
5,500円分券	5,000円
1枚	

備考

- 1 午前7時から同日午後7時までの間における使用料の額を算定する場合において、当該算定された額が1,000円を超えるときは、その時間帯における使用料の額は、1,000円とする。

6,000枚	
200円分券	1,000,000円
6,000枚	
400円分券	2,000,000円
6,000枚	
100円分券	2,000,000円
25,000枚	
3,300円分券	3,000円
1枚	
5,500円分券	5,000円
1枚	

備考

- 1 午前7時から同日午後7時までの間における使用料の額を算定する場合において、当該算定された額が1,000円を超えるときは、その時間帯における使用料の額は、1,000円とする。

<p>2 午後7時から翌日午前7時までの間における使用料の額を算定する場合において、当該算定された額が800円を超えるときは、その時間帯における使用料の額は、800円とする。</p> <p>3 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 平日定期駐車券 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く供用日（以下「平日」という。）の午前7時から午後12時までの間及び平日の午前0時から午前1時までの間に駐車場を使用することができる定期駐車券をいう。</p> <p>(2) 全日定期駐車券 全供用日において終日駐車場を使用することができる定期駐車券をいう。</p> <p>4 平日定期駐車券を使用して駐車する者が平日定期駐車券を使用することができる時間以外の時間にわたり駐車する場合における使用料の調整については、市長が別に定める。</p>	<p>2 午後7時から翌日午前7時までの間における使用料の額を算定する場合において、当該算定された額が800円を超えるときは、その時間帯における使用料の額は、800円とする。</p> <p>3 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 平日定期駐車券 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く供用日（以下「平日」という。）の午前7時から午後12時までの間及び平日の午前0時から午前1時までの間に駐車場を使用することができる定期駐車券をいう。</p> <p>(2) 全日定期駐車券 全供用日において終日駐車場を使用することができる定期駐車券をいう。</p> <p>4 平日定期駐車券を使用して駐車する者が平日定期駐車券を使用することができる時間以外の時間にわたり駐車する場合における使用料の調整については、市長が別に定める。</p>
--	--

附則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。